

入札説明書

この入札説明書は、令和5年12月20日付け令和5年北海道教育委員会告示第94号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

北海道岩見沢農業高等学校長 野村 博之

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

自動販売機の設置に係る土地建物賃貸借契約

(2) 賃貸借物件の内容

物件番号	建物名称	所在及び地番	貸付箇所	面積	台数
教空1	北海道岩見沢農業高等学校 寄宿舍(北光寮)(飲料)	岩見沢市並木 町1番地5	1階廊下	1.12㎡ 自動販売機 (幅1.26m×奥行0.7m) 回収BOX (幅0.48m×奥行0.5m)	1
	北海道岩見沢農業高等学校 寄宿舍(自成寮)(飲料)		男子棟1階廊下	1.24㎡ 自動販売機 (幅1.25m×奥行0.8m) 回収BOX (幅0.48m×奥行0.5m)	1
	北海道岩見沢農業高等学校 寄宿舍(自成寮)(飲料)		男子棟2階廊下	1.24㎡ 自動販売機 (幅1.25m×奥行0.8m) 回収BOX (幅0.48m×奥行0.5m)	1
	北海道岩見沢農業高等学校 寄宿舍(自成寮)(飲料)		女子棟1階廊下	1.24㎡ 自動販売機 (幅1.25m×奥行0.8m) 回収BOX (幅0.48m×奥行0.5m)	1
	北海道岩見沢農業高等学校 校舎(飲料)		1階生徒玄関ホール	3.60㎡ 自動販売機 (幅3.00m×奥行1.05m) 回収BOX (幅0.45m×奥行1.0m)	2
	北海道岩見沢農業高等学校 校舎(パン)		1階生徒玄関ホール	1.44㎡ 自動販売機 (幅1.20m×奥行1.20m)	1
	北海道岩見沢農業高等学校 校舎(パン)		1階生徒玄関ホール	1.44㎡ 自動販売機 (幅1.20m×奥行1.20m)	1

※貸付面積は、回収ボックスの設置面積を含みます。

(3) 契約の目的の仕様等

別添仕様書による。

(4) 貸付期間

令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

更新はしない。

3 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道教育委員会告示第94号に規定する自動販売機の設置に係る土地(建物)賃貸借契約に関する資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

岩見沢市並木町1番地5 北海道岩見沢農業高等学校 事務室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道岩見沢農業高等学校 会議室
- (2) 入札日時 令和6年 2月21日 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札金額

入札書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則(北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 連帯保証人

連帯保証人を必要とする。なお、個人が連帯保証人になる場合は次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人が保証する極度額を定めるものとし、当該極度額は貸付料の月額に相当する額の12ヶ月分に相当する額とする。
- (2) 借受人が連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報提供を行っていることを、契約に当たって確認するものとする。
 - ア 財産及び収支の状況
 - イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

9 送付による入札の可否

認めない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (3) 落札者の決定方法
財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道岩見沢農業高等学校
イ 所在地 郵便番号 068-0818 岩見沢市並木町 1 番地 5
- (5) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (8) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(参考データ)

物件番号	建物名称	所在及び地番	在勤者数
1	寄宿舍（北光寮）	岩見沢市並木町 1 番地 5	職員数 1 人 生徒数 23 人
1	寄宿舍（自成寮）	岩見沢市並木町 1 番地 5	職員数 2 人 生徒数 45 人
1	校舎	岩見沢市並木町 1 番地 5	職員数 90 人 生徒数 638 人

※ 1 在勤者数：令和 5 年 5 月 1 日現在

13 入札に関する問い合わせ先

北海道岩見沢農業高等学校 TEL：0126-22-0130
 FAX：0126-22-5362
 E-mail：iwamizawanougyou-z0@hokkaido-c.ed.jp

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 TEL：0126-20-0193
 FAX：0126-24-9530
 E-mail：sugimoto.ryuuji@pref.hokkaido.lg.jp

仕 様 書（飲料用自動販売機）

（物件番号 教空 1 岩見沢農業高等学校：校舎・寄宿舍（自成寮・北光寮）分）

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2 m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並

びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格以下とすること。

4 貸付料

落札価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕様書（パン自動販売機分）

（物件番号 教空 1 岩見沢農業高等学校：校舎設置場所分）

1 自動販売機の規格及び条件

- (1) 大きさ
設置面積は、貸付面積の範囲内とし、高さは2 m以内とすること。
- (2) 環境対策
環境負荷を低減した機種とすること。

2 遵守事項

- (1) 安全対策
 - ① 転倒防止
「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
 - ② 防 犯
硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。
また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- (2) 販売許可等
販売する商品によって許認可等を要する場合には、商品販売に必要な営業許可等を受け、その許可証等の写しを提出すること。
- (3) 自動販売機の管理運営
 - ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
 - ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

- (1) 販売品目
パンの包装された食品（商品構成等については、当該施設の公有財産管理者と協議すること。）
- (2) 販売価格
標準小売価格以下とすること。

4 貸付料

落札価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売

上金額)を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

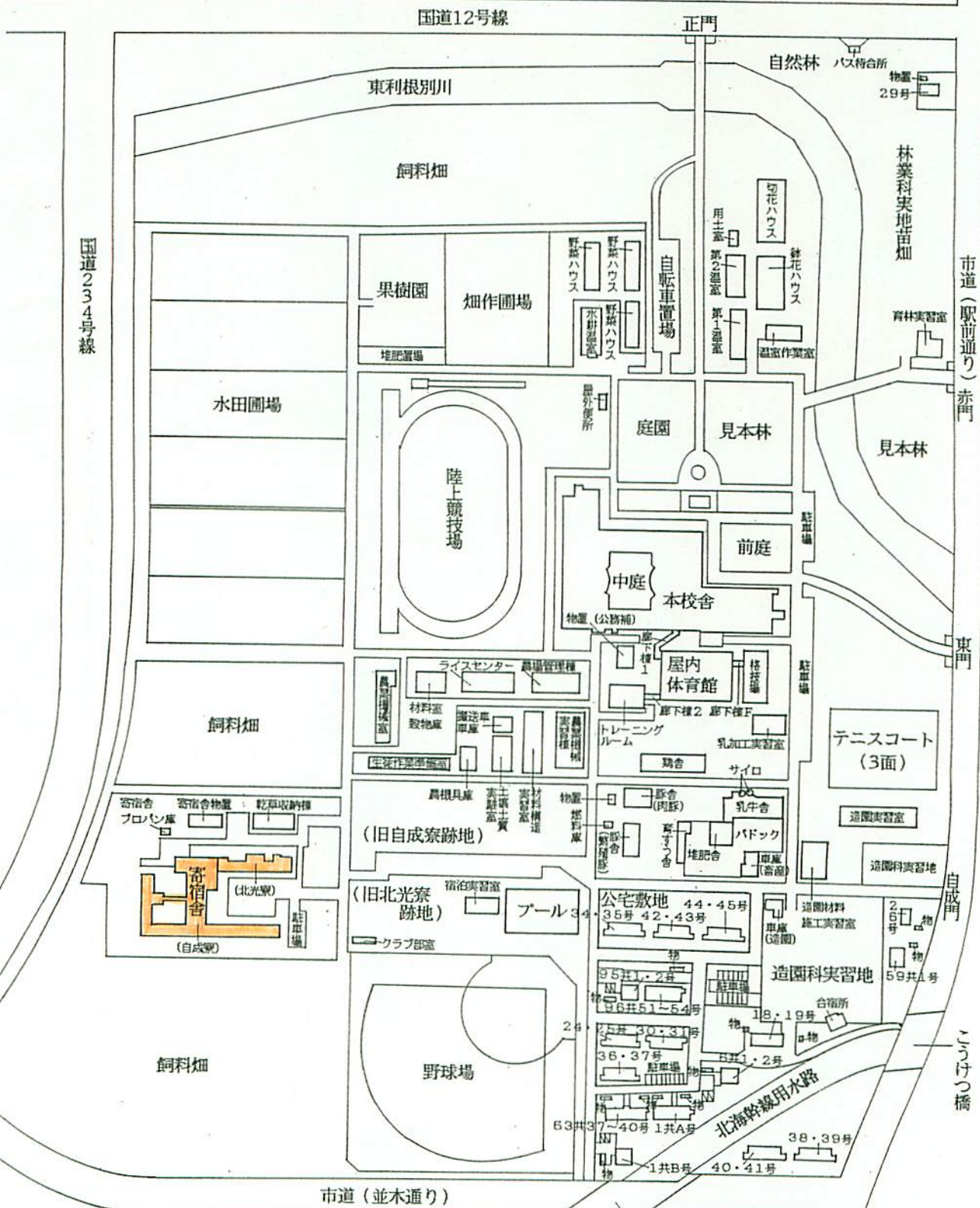
11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

北海道岩見沢農業高等学校 配置図

〈並木町〉

(1/2,500 並木町のみ)



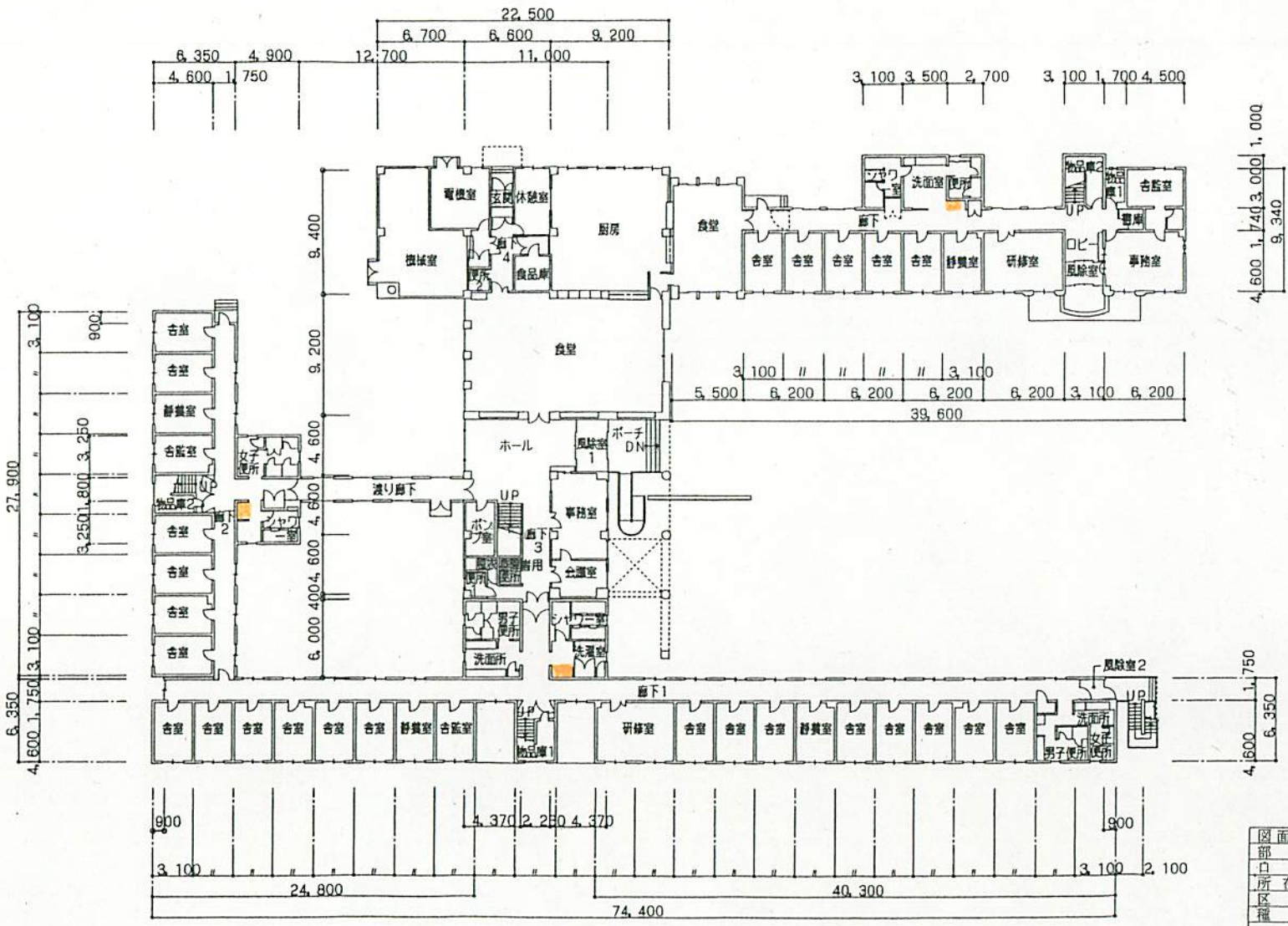
〈東山町〉



〈月形演習林〉

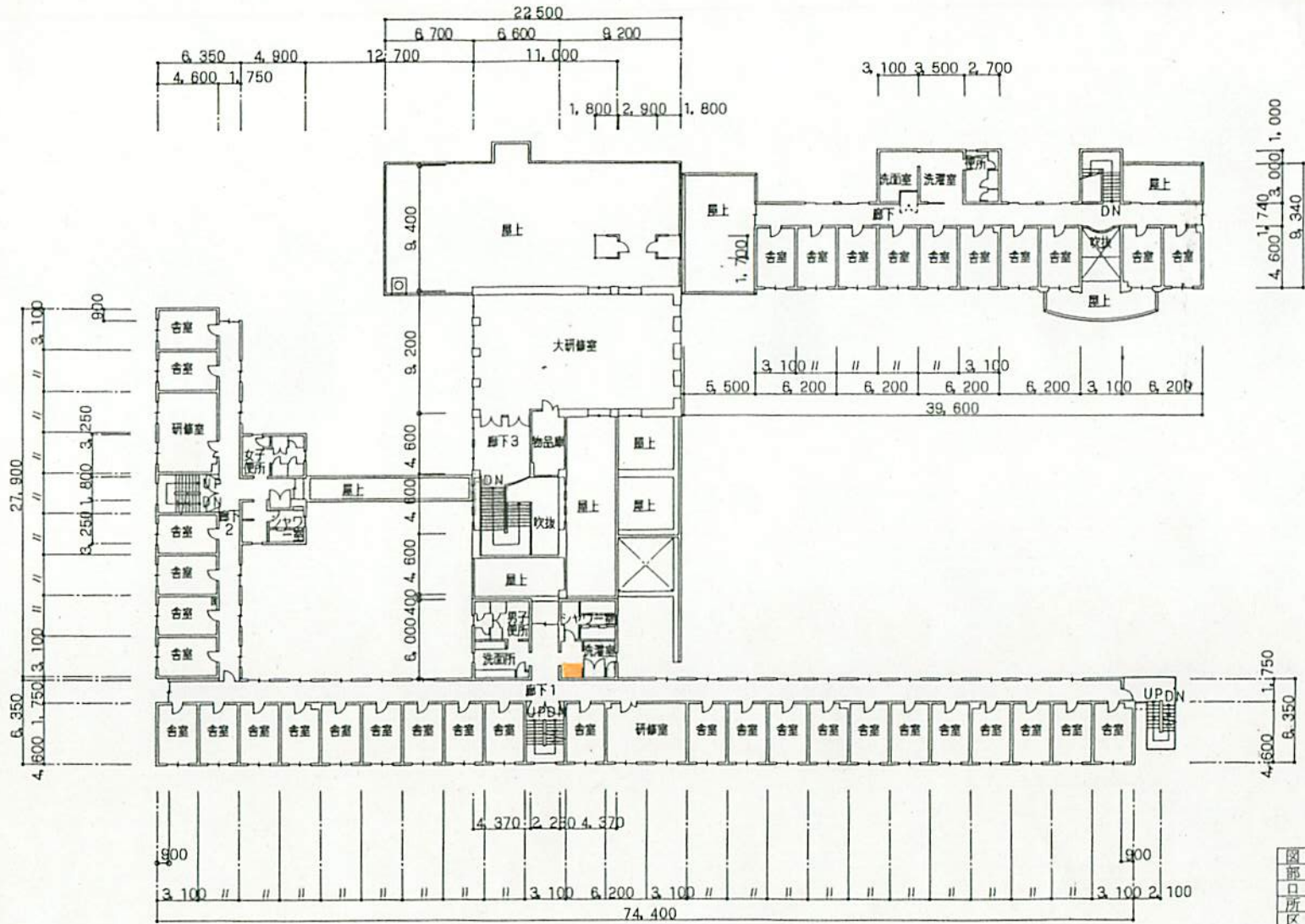


図面の名称		寄宿舎 配置図
部 局 名	岩見沢農業高等学校	
口 座 名	岩見沢農業高等学校 校舎	
所 在 地 番 分	岩見沢市並木町11	
区 域 分 区	住宅建	
種 目	鉄筋コンクリート造、3階建	
構 造	陸屋根	
敷 積 面 積	1,592.14/3,548.29㎡	
建 築 年 月 日	平成8年7月26日	
調 製 年 月 日	平成9年11月18日	
調 製 者 職 氏 名	事務主任 菅谷公典	



1階平面図 1:400

図面の名称	寄宿舎(1階)平面図
部局名	岩見沢農業高等学校
口座	岩見沢農業高等学校 校舎
所在地番	岩見沢市並木町11
区分	建物
権目	住宅建
構造	鉄筋コンクリート造、3階建
造	陸屋根
敷	1,592.14(1F)/3,548.29㎡
建築年月日	平成8年7月26日
調製年月日	平成9年4月15日
調製者職氏名	事務主任 菅谷公男



2階平面図 1:400

図面の名称	寄宿舎(2階)平面図
部局名	岩見沢農業高等学校
口座名	岩見沢農業高等学校 校舎
所在地番	岩見沢市並木町11
区分	建物
種目	住宅棟
構造	鉄筋コンクリート造、3階建
数量	陸屋根
棟数	1,209.70(2F)/3,548.29㎡
建築年月日	平成8年7月26日
調製年月日	平成9年4月15日
調製者職氏名	事務主任 菅谷公男

